

## 静岡県告示第68号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年2月10日

静岡県知事 川勝平太

坂井平田加入区（坂井平田区域の小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業区分）

1 届出年月日

平成29年1月27日

2 発起人の住所及び氏名

牧之原市片浜3380-358

松本 健一

牧之原市片浜2941

森田 高弘

3 区域

坂井平田区域

4 区分

小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業区分